

地域一体型オープンファクトリー事業運営業務委託仕様書

1 業務名

地域一体型オープンファクトリー事業運営業務

2 事業の目的

本事業は、後継者不足に陥っている本市の伝統工芸品について、その工房や製造工程の公開、また、職人と接する機会を設けることを通じて、後継者の発掘につなげることを目的とする。

3 事業の概要

(1)名称

TAKAMATSU OPEN FACTORY

(2)内容

- ①伝統的ものづくりの工房・製造工程の公開イベントの実施
- ②伝統的ものづくりの職人との座談会(ディスカッション)の実施

(3)主な対象者(ターゲット)

- ・高松で、ものづくりを生業としたい人やものづくりに携わりたい人
- ・既に、市内で伝統的ものづくりを事業として営んでいる人

4 スケジュール(案)

予定(仮)	内容
令和7年8月頃	事業公表・プレスリリース 参加者受付開始
令和7年9月～令和7年12月頃	イベント開催
令和8年1月～2月頃	動画制作
令和8年3月上旬頃	動画納品
令和8年3月下旬頃	動画公開

※市と委託事業者で協議の上、スケジュールを見直す場合がある。

5 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

6 業務委託料及び費用の負担

業務委託料は、完了払いとし、本事業の完了検査後、適法な請求があつてから30日以内に支払うものとする。

また、本事業の執行等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであつても、原則として委託事業者の負担とする。

7 業務の内容

- (1) イベント実施に関する事務局業務
- (2) イベント広報に関する業務
- (3) 動画制作に関する業務
- (4) その他

8 業務内容の詳細

(1) イベント実施に関する事務局業務

①参加者の予約受付に関すること

- ・参加者の予約方法や周知方法等は、委託事業者が提案することとし、市と協議の上、決定する。
- ・工房は大人数での対応が困難であるため、最終的な予約可能人数については、市及び協力事業者と協議の上、決定する。
- ・イベント開催期間中に複数日の開催を想定しているが、事業の目的を達するに最善の日程を提案し、最終的な日程については、市及び協力事業者と協議の上、決定する。
- ・協力事業者との協議によっては、必要に応じて、参加申込者からエントリーシートの提出を求めることや、市、協力事業者及び参加者申込者とのオンラインでの事前面談や事前説明会等が実施できるような体制を確保すること。

②移動手段の手配に関すること

- ・工房は大きな駐車場がないため、参加者の集合場所や移動手段は、委託事業者が提案することとし、市と協議の上、決定する。

③イベントの企画に関すること

- ・上記2事業の目的及び3事業の概要を踏まえたイベントの内容は、委託事業者が企画・提案することとし、市及び協力事業者と協議の上、決定する。
- ・イベントの対象となる伝統的ものづくりの品目は3品目とする。なお、3品目のうち、2品目は香川漆器及び庵治産地石製品とし、残りの1品目については、委託事業者が企画・提案することとし、市と協議の上、決定する。

地域一体型オープンファクトリー事業運営業務委託仕様書

- ・職人や産地の魅力を、工房・製造工程の公開や職人との対話によって発信し、参加者の興味・関心を高めるとともに、参加者が、高松で、ものづくりの事業活動をする上での職人からのアドバイス等を引き出せるような内容とすること。
- ・市から事前に打診済みのイベントの協力事業者は、次のとおりである。

品目	協力事業者名
香川漆器	(有)クラフト・アリオカ 一和堂工芸(株)
庵治産地石製品	AJI PROJECT((株)蒼島)

- ・上記の協力事業者以外の事業者が参画することも可とする。その場合は、委託事業者が企画・提案することとし、市と協議の上、決定する。
- ・イベント後、参加者に対してもものづくりに携わりたいかどうかの意志を確認し、その意志がある場合には、市及び協力事業者と面談を実施する等の後継者確保に向けたアフターフォローを企画・提案することとし、実施内容については市と協議の上、で決定する。

④謝礼金の支払いに関すること

- ・協力事業者に対して、謝礼金を支払うこと。

(2) イベント広報に関する業務

- ・本事業を効果的に広報・周知するため、活用する広報媒体や手法など、戦略的な広報計画を企画・提案することとし、市と協議の上、決定する。ただし、次に掲げる業務については必ず実施すること。

① SNSによる広報・周知

- ② 県内外の工芸や造形関係の大学・専門学校・高校等、効果的な相手への広報・周知

- ・委託事業者の企画提案書において提案のあった事項のうち、市が必要と認めたものは実施すること。その他事業の活性化につながることや、効果的な手法などについては市と協議の上、行うこと。
- ・広報を行う前に、市に確認を受けること。
- ・なお、SNSアカウントは、高松市創造都市推進局アカウント等を使用可能である。

SNS	アカウント名
Facebook	高松市創造都市推進局
X(旧 Twitter)	高松市創造都市推進局 @creativetakamat

Instagram	高松市創造都市推進局 Creative_takamatsu
-----------	----------------------------------

(3) 動画制作に関する業務

① 概要

- ・後継者に対する職人の想いやアドバイス等を映像化し、広報・周知活動に活用するもの。
- ・動画の尺や内容(シナリオ)等は、委託事業者が企画・提案することとし、市と協議の上決定する。

② 使用用途

- ・イベントの広報・周知活動
- ・市の特産品・伝統的ものづくりの普及啓発活動
- ・インターネットでの配信による普及啓発活動 など

③ 動画のポイント

- ・ターゲットに対して、本イベントの趣旨が伝わる内容とすること。
- ・職人のインタビューや職人の作業風景を盛り込むこと。
- ・それぞれの伝統技法の詳しい説明ではなく、職人の技術や想い、工場独特の雰囲気や産地の魅力が伝わるものとすること。
- ・必要に応じて、テロップ等を挿入し、映像だけで内容が分かるよう工夫すること。

④ 成果品の提出

- ・DVD正副1枚及び動画ファイル(wmv、mp4 の2形式)を納品日までに提出すること。

⑤ その他

- ・著作権や二次利用等に関しては、11 留意事項に留意すること。

(4) その他

- ・参加者の安全確保等に関する万全の措置(事故等の未然防止、万一の事態の発生時とりうる対応等を含む。)を講じること。
- ・事業実施に当たっては、保険等への加入を含め、トラブルが発生した場合の問題に対処するための手順及び体制を構築しておくこと。
- ・その他本件業務を円滑に進めるため、必要な事務については、市と協議の上、実施すること。
- ・委託事業者は、本業務完了後、速やかに業務の実施内容及び効果検証等をまとめた「業務実施報告書」を作成し、電子媒体及び紙媒体で提出すること。なお、効果検証は、発展性をもって実施し、今後の改善策の提案を含めた報告を行うこと。

9 委託業務実施計画書の作成

委託事業者は、業務委託契約締結後速やかに、各業務に必要となる期間や人員等を記載した業務実施計画書を作成し、市に提出しなければならない。

委託事業者は、当該計画書を変更したときは、速やかに市に提出しなければならない。

10 実施体制

- (1) 事業の進捗状況を適宜本市に報告する等、本市との連絡を密に行うこととし、本業務の進捗を管理する総括責任者を1名配置すること。ただし、専任である必要はない。
- (2) 本業務の実施に関する担当者を1名以上配置すること。ただし、専任である必要はなく、総括責任者との兼務は妨げない。

11 留意事項

- (1) 本業務により得られた成果は本市に帰属するものとする。
- (2) 本業務により得られたデータ等、全てについて、本業務の目的以外に使用、流用等をしてはならない。また、情報等は秘密とし、第三者に開示しないこと。
- (3) 本業務で制作・納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表(公開、配布、放送等)することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- (4) 本仕様書により制作された成果品の全ての著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、全て市に帰属するものとする。
- (5) 委託事業者は、本市が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- (6) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、委託事業者の責任(解決に要する一切の費用負担を含む。)において解決すること。
- (7) 成果品の出演者の肖像権等については、委託事業者の責任において、撮影前に権利者等への了承を得ること。
- (8) 本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。また、業務の遂行に当たり、不適切な事務処理や事故及び遅延が生じた場合又は生じる見込みとなった場合、その他取扱いに疑義が生じた場合は、直ちに市に報告し、協議を行うこと。
- (9) 本市は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (10) 本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。

地域一体型オープンファクトリー事業運営業務委託仕様書

- (11) 本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、再委託先の業務内容、体制及び責任者を明記し、予め本市に報告し承認を得た場合は、この限りでない。
- (12) その他、業務実施過程において契約内容に疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、本市と委託事業者との間で誠意をもって協議し、決定するものとする。
- (13) 委託業務の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経費と明確に区分して整理し、常にその収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間これらを保管しなければならない。
- (14) 本業務は、本仕様書並びに諸関係法令を遵守し、本市の指示に従い、委託事業者は連絡を密にして業務も進捗を図らなければならない。
- (15) 業務完了後に、委託事業者の責任に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、委託事業者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は委託事業者の負担とする。
- (16) 委託事業者は、本業務実施中に生じた諸事故に対して、一切の責任を負い、本市に速やかに報告するものとする。また、業務について、委託事業者の責めに帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、委託事業者がその損害の賠償をしなければならない。